

岐阜県岐阜土木事務所発注の令和7年度木曾川サイクルツーリズム ルート及び整備計画検討業務に係わるプロポーザル等については、関係法令に定めるものの他、この説明書によるものとする。

1 業務の目的

木曾三川沿いは歴史的資源、豊かな自然、食文化などが豊富にあるポテンシャルの高い地域で、河川の景観を見ながらサイクリングで観光資源を巡ることができる国内でも稀な地域である。

こうした利点を活用し、木曾三川沿いの魅力的な観光資源や河川空間を活用した施設等を結ぶサイクリングルートを作り、国内外からの観光客が長期滞在し、安全で快適に岐阜の魅力を巡ることができるサイクルツーリズムを国、関係自治体、民間と連携し磨き上げ推進していく。

本業務は木曾三川のうち木曾川沿川において、新たなサイクリングルートを設定するとともに、サイクリストが安全で快適に走行するための整備計画を立案することを目的とする。

2 業務名

木曾川サイクルツーリズム ルート及び整備計画検討業務

3 業務内容

別添、「木曾川サイクルツーリズム ルート及び整備計画検討業務 特記仕様書」に掲げる内容とする。

4 業務規模

本業務の上限は、9百万円（税抜き）を想定している。

5 成果品

報告書（A4版）	3部
報告書（電子）	3部（正・副）

6 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書、技術提案書及び参考見積を提出する。

(1) 提出期間

令和7年5月12日(月)から令和7年6月11日(水)まで

(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から16時00分まで)

(2) 提出先

〒500-8384

住 所 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53

OKBふれあい会館 第1棟8階

担 当 総務課 契約係

電 話 058-214-9624

FAX 058-278-0052

(3) 提出書類

①参加表明書 別添様式-1

②技術提案書 別添様式-2~6

③参考見積

・様式は指定しない。

・見積価格は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とするので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

・参考見積価格が、上限として示した金額を上回る場合又は見積が提案内容に対して不適切な場合には、選定の対象としない。

なお、積算の参考とするため、選定者には再度見積を依頼する。

(4) 提出方法

(3)に掲げる提出書類各1部を持参又は郵送にて提出する。郵送は配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着とする。また、持参、郵送を問わず、提出書類は電子媒体(CD-ROM)にPDF形式でファイルを記録したものを添付すること。

(5) 参加表明書及び技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績(同種・類似業務)を記載する。 ・業務実績等を記入するにあたり、記載した実績等の確認ができる資料(契約書の写し等)を添付すること。
業務実施体制 (様式-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者等を記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
予定技術者の 経歴等 (様式-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格、経歴及び手持ち業務量等を記載する。 ・配置予定技術者1名につき1枚に記載する。
予定技術者の 過去15年間 の同種又は類 似業務の実績 (様式-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・配置予定技術者1名につき1枚に記載する。 ・記載する業務は、平成22年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、技術者1名につき代表となる業務1件とする。なお、同種かつ類似業務の実績がある場合には1件ずつとする。
業務実施方針 (様式-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の特徴等を踏まえたスケジュール、作業工程など業務実施方針を簡潔に記載する。
特定テーマに 対する技術提 案 (様式-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する技術提案を具体的に記載する。 1 サイクリングルートモデルルート立案における配慮事項について 2 整備方針及び整備計画(アクションプラン)作成における配慮事項について ・枚数はテーマごとに1~2枚程度とする。
参考見積 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書を踏まえて必要な経費を算出し、参考見積として提出する。 ・記載様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにする。 ・参考見積は、技術提案書を選定するための評価項目として用いる。また、委託先として選定された場合は、積算の参考とするために再度見積を依頼する場合がある。

(共通事項)

- ① 文字サイズは10ポイント以上とする。言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ② 技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7 ヒアリング

書面評価により非予備選定となった者を除き、以下のとおりヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

6月下旬(1者20分～30分程度)

※参加者数に応じて開始日時は変更する。(後日連絡)

(2) 実施場所

岐阜県岐阜土木事務所 会議室(具体的場所については後日連絡)

(3) 出席者

配置予定の管理技術者1名

(4) 質疑内容

提出された技術提案書等に基づき質疑を行う。

※ ヒアリング時の追加資料は受理しないが、質問に対して必要と考える資料の提示を認める。(その際の提示方法は問わない。)また、時間内で質疑応答を進めるため、応答時間を区切る場合がある。

8 技術提案書の予備選定及び選定

(1) 評価基準

技術提案書の選定をする際の評価の判断基準は以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	評価のウェイト	
			管理技術者	照査技術者
基本事項 20点	参加者評価	<p>業務実績 ※1</p> <p>下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。</p> <p>同種業務：ナショナルサイクルルートのサイクルツーリズムに関する業務 類似業務：自転車道活用に関する以下のいずれかの業務 ア．サイクルツーリズムに関する業務（ナショナルサイクルルートに関する業務を除く） イ．自転車走行環境整備計画に関する業務</p>	5	
	技術者評価	<p>技術者資格 ※2 (対象) ・管理技術者 ・照査技術者</p> <p>下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術管理部門-建設 又は 建設部門）を有する。 ② R C C M(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)を有する。 ③ 上記の資格なし</p>	5	5
	技術者評価	<p>業務実績 ※1 (対象) ・管理技術者</p> <p>下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。</p> <p>同種業務：ナショナルサイクルルートのサイクルツーリズムに関する業務 類似業務：自転車道活用に関する以下のいずれかの業務 ア．サイクルツーリズムに関する業務（ナショナルサイクルルートに関する業務を除く） イ．自転車走行環境整備計画に関する業務</p>	5	—

技術提案 40点	業務 実施 方針	実施方針	実施方針（工程表や業務フローを含む）について、業務の内容や目的を理解し、企画・独創性や地域性・特殊性等の着眼点が優れている場合に優位に評価する。	5
		業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されている場合に優位に評価する。	5
	特定 テーマに 対する 技術提案 ※3	テーマ1 （サイクリングルート のモデルルート立案に おける配慮事項につい て）	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解し、他にない独創性で実現性が高い提案や地域性・特殊性を踏まえた提案 となっている場合に優位に評価する。	15
		テーマ2 （整備方針及び整備計 画（アクションプラン） 作成における配慮事項 について）	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解し、他にない独創性で実現性が高い提案や地域性・特殊性を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。	15
ヒア リン グ 40 点	説明 者評 価	業務実績	技術者自身が、自らが関わった業務について、その課題や成果を簡潔明瞭に説明できる場合に優位に評価する。	15
		専門技術力	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門知識に富んでいる場合に優位に評価する。	
		取組姿勢	業務の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高い場合に優位に評価する。	15
		技術対話力	評価者からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をした場合に優位に評価する。	10

※1 業務実績等を含めることの実績は、平成22年度以降（過去15年以内）の実績とする。

※2 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

※3 特定テーマは別添様式-6に掲げるものとする。

(2) 非予備選定・非選定理由に関する事項

① 技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング実施対象者として予備選定されな

かった者又は契約予定者として選定されなかった者に対しては、予備選定又は選定されなかった旨とその理由を、書面をもって、下記の日付までに岐阜土木事務所長から通知する。

非予備選定通知： 6月下旬

非選定通知： 7月中

- ② ①の通知を受けた者は、通知の日の翌日から7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、岐阜土木事務所に対して非予備選定又は非選定理由について説明を求めることができる。
- ③ 書面により説明を求められたときは、書面を受理した日から10日以内に書面により回答する。
- ③の書面の提出先は、次のとおりとする。
6（2）に同じ。

（3）選定・契約手続き

選定結果に基づき、7月中に契約予定者を選定し、通知する。なお、積算の参考とするため、選定者には再度見積を依頼する。

9 その他の留意事項

- （1）技術提案書は、当業務における取り組み方法等について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含むものについては無効とする場合がある。
- （2）技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して岐阜県建設工事請負契約にかかる入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日 工検第12号）に基づく指名停止を行うことがある。
- （3）提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書は、その選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- （4）技術提案書の提出期限後において、記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- （5）一般共通事項については「測量作業共通仕様書（岐阜県）」および「設計業務委託共通仕様書（岐阜県）」のとおりとする。
- （6）業務委託説明書の質問受け付け及び回答
質問は文書（別添様式-7）により行うものとし、持参、FAX又はEメールで受け付ける。

① 質問期間

令和7年5月12日(月)から令和7年5月22日(木)まで

(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から16時00分まで)

②質問先

6(2)に同じ

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページに掲載する。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/432216.html>

(トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル)